

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

一 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこと。
（本則関係）

二 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行すること。
（附則関係）